各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア プ ラ ス 代 表 者 氏 名 取 締 役 社 長 山 本 輝 明 (コード番号 8 5 8 9 大 証 第 一 部) 本 社 事 務 所 大阪市中央区南船場四丁目1番9号 問 合 せ 先 企業戦略部長 奥田 正一 TEL (03)-5229-3702(直通)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月30日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第51回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更の件について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)会社法(平成17年法律第86号)、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年 法律第87号)、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)および会社計算規則(同第13号) が平成18年5月1日に施行されたのに伴い、以下の理由により定款の変更を行うものであります。
 - ①取締役会を機動的に運用するため、その決議について、書面又は電磁的記録により行うことができるよう、変更案第28条(取締役会)第4項として定めを新設するものであります。
 - ②会社法第361条第1項ならびに第387条第1項により、取締役および監査役の報酬等について定められたので、変更案第29条(報酬等)および第35条(報酬等)を新設するものであります。
 - ③単元未満株主の権利を明確にしておくため、会社法第 189 条第 2 項により、変更案第 10 条(単元 未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ④株主総会の招集地を明確にしておくため、変更案第 14 条第 2 項として招集地の記載を残すものであります。
 - ⑤株主総会においてより充実した情報の開示ができるよう、変更案第 18 条 (参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
 - ⑥株主総会の運営事項を明確にするため、変更案第 19 条 (議決権の代理行使)、第 20 条 (議決権の不統一行使の通知) および第 21 条 (株主権利行使の請求ならびに申立て方法) をそれぞれ新設するものであります。
 - ⑦会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)により、当社の優先株式は、会社法上の同種の種類株式とみなされることから、「第2章の2優先株式」の内容について、会社法上に基づく必要な規定の加除・修正および移設など、用語の変更を含め、所要の変更を行うものであります。なお、主な内容は、次のとおりであります。

- ア A種乃至C種優先株式関連(変更案第13条、第13条の2、第13条の3)
 - ・7項「優先株式の買受け又は買入消却」条項を「優先株式の取得」に変更する。
 - ・8 項「転換予約権」条項を「○種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式」に変更する。加えて「取得請求権付株式であること」および「当該取得請求権付株式を取得し、これと引換えに交付される普通株式の算定方法」を株式発行時の取締役会決議により定めた新株発行要綱の内容を基に新たに記載する。
 - ・9項「強制転換」条項を「○種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式」に変更する。 加えて、株式発行時の取締役会決議により定めた新株発行要綱の記載内容を基に会社法上の 用語等に変更の上記載する。
 - ※上記○部分には各種類が入ります。
- イ D種優先株式関連(変更案第13条の4)
 - ・7項「優先株式の買受け又は買入消却」条項を「優先株式の取得」に変更する。
 - ・8項「転換予約権」条項を「D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式」と し、現行11項「株主の請求に基づく転換又は償還」条項に記載の転換条件を株式発行時の取 締役会決議により定めた新株発行要綱の記載に従い、会社法上の用語等に変更の上移設する。
 - ・9項「強制償還」条項を「当会社による取得条項」に変更する。
 - ・10項「株主による償還請求」条項を「株主による取得請求」に変更する。
 - ・11 項「株主の請求に基づく転換又は償還」条項を「株主による取得請求及び当該取得と引換え に交付される普通株式又は金銭」とし、会社法上の用語等に変更する。また、取得条件の記載 内容は新 8 項を引用した記載に変更する。
- ウ E種優先株式関連 (変更案第13条の5)
 - ・7項「優先株式の買受け又は買入消却」条項を「優先株式の取得」に変更する。
 - ・8項「転換予約権」条項を「E種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式」と し、現行 9項「強制転換」条項に記載の転換条件を株式発行時の取締役会決議により定めた 新株発行要綱の記載に従い会社上の用語等に変更の上移設する。
 - ・9項「強制転換」条項を「当会社による取得及び当該取得の引換えによる普通株式の交付」と し、取得条件の記載内容を変更する。
 - ・10項「強制償還」条項を「当会社による取得条項」とし、会社法上の用語等に変更する。
 - ・11 項「株主による償還請求」条項を「株主による取得請求」とし、会社法上の用語等に変更する。
- ⑧上記のほか、「会社法施行に伴う定款みなし規定事項」や用語、引用条文の変更など、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (2) 本件は、会社法上必要とされるA種、B種、C種、D種およびE種の各優先株主様による各種類株 主総会における承認(または書面による承認)があることを条件とします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 平成 18 年 6 月 29 日

以 上

【別紙】

	現 行 定 款	_	定 款 変 更 案
	第1章 総則		第1章 総則
第1条	(商 号)	第1条	(商 号)
	当会社は株式会社アプラスと称し、英文ではAPLUS Co., Ltd. と表示する。		当会社は、株式会社アプラスと称し、英文ではAPLUS Co., Ltd. と表示する。
第2条	(目 的) 当会社は下の事業を営むことを目的とする。 1. クレジットカードに関する業務。 2. 割賦購入斡旋業務。 3. 金銭の貸付ならびに信用保証業務。 4. 機械類その他の物品又は物件を使用させる業務。 5. 集金代行業務。 6. 計算事務代行業務。 7. 金銭債権の取得。 8. 前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)第2条第4項に規定する自家発行型前払式証票を発行する業務若しくは同条第5項に規定する第三者発行型前払式証票を発行する業務としくは同条第5項に規定する第三者発行型前払式証票を発行する業務として加る企業を販売する業務。 9. 電子計算機のプログラムの作成若しくは販売を行う業務。 10. 金融経済に関する調査又は研究を行う業務。 11. 事業者の経営に関する相談に応ずる業務。 12. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業。 13. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資顧問業。 14. 手形割引業務。 15. 損害保険の代理業務。 16. 生命保険の募集に関する業務。 17. 前各号に附帯する一切の業務。	第2条	(目 的) 当会社は、下の事業を営むことを目的とする。 (1. ~17. 現行のとおり)
	17. 則各方に附帯する一切の業務。		
第3条	(本店の所在地)	第3条	(本店の所在地)
20 X	当会社は本店を大阪市に置く。	200X	当会社は、本店を大阪市に置く。
	ただし必要に応じ支店又は営業所を各地に置くことができる。		ただし、必要に応じ支店又は営業所を各地に置くことができる。
	ににしむ女に心し人による木川でも心に直へことがくです。		ににし、必要に応じ入れ入は有未川を日地に直へこかくです。
			当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
第4条	(公告の方法)	第5条	(公告方法)
27 1 X	当会社の公告は日本経済新聞に掲載して行う。	37030	当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。
	47 E 2 E 19 E 1 4 E 0 19 1 E 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1		TARENT LINE FOLDER CHANGE CHANGE
	第2章 株 式		第2章 株 式
<u>第5 条</u>	(株式の総数) 当会社が発行する株式の総数は、1,375,896,072株とし、このうち1,225,396,072株は普通株式、5,000,000株はA種優先株式、10,000,000株はB種優先株式、15,000,000株はC種優先株式、49,000,000株はD種優先株式、71,500,000株はE種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、C種優先株式、D種優先株式もはE種優先株式につき消却若しくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式の数を減ずる。	第6条	<u>(発行可能株式総数)</u> 当会社 <u>の発行可能株式総数</u> は、1,375,896,072株とする。
(新設)		第7条	(発行可能種類株式総数) 当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については1,225,396,072株 2. A種優先株式については5,000,000株 3. B種優先株式については10,000,000株 4. C種優先株式については15,000,000株 5. D種優先株式については49,000,000株 6. E種優先株式については71,500,000株
(新設)		<u>第8条</u>	(株券の発行) 当会社は、全部の種類の株式に係る株券を発行する。
<u>第6条</u> 2.	(1単元の株式の数及び単元未満株式の不発行) 当会社の1単元の株式の数は、全ての種類の株式について、500株とする。 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる 株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	<u>第9条</u> 2.	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当会社の単元株式数は、全部の種類の株式について、500株とする。 当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

	現 行 定 款		定 款 変 更 案
(新設)		当分 て、 1. 2.	元未満株式についての権利) 会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式につい 次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当 工を受ける権利
<u>第7条</u>	(株券の種類) 当会社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。	<u>(削</u>	除)
<u>第8条</u> <u>2.</u>	(名義書換代理人) 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は 取締役会の決議によって選定する。 (新設) 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) および株券喪失登録簿は、名 義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の 表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は 名義書換代理人にこれを取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。	2. 株主 公全 3. 当至 喪5	主名簿管理人) 会社は、株主名簿管理人を置く。 主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを 生才る。 会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券 失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪 登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱
第9条_	(株式取扱規則) 当会社株式 <u>の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項について</u> は、法令又は <u>本</u> 定款 <u>に定める</u> <u>ものの外</u> 、取締役会において定める株式取扱規則による。	当会	式取扱規則) 会社 <u>の</u> 株式 <u>に関する取扱及び手数料</u> は、法令又は定款 <u>のほか</u> 、取締役会に 、で定める株式取扱規則による。
第10条 2.	(基 準 日) 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において権利を行使 することができる株主とする。 前項の外、必要あるときは予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録 された議決権を有する株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができ る株主又は質権者とする。	值)	<u>除)</u>

第2章の2 優先株式

定款変更案

第2章の2 優先株式

第10条の2 (A種優先株式)

当会社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (A種優先配当金)

- 1. 当会社は、第31条に定める利益配当を行う場合<u>毎決算期現在における</u>A種優先株式を 有する株主(以下A種優先株主という。)又はA種優先株式の<u>登録質権者</u>(以下A種 優先<u>登録質権者</u>という。)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という。)又 は普通株式の<u>登録質権者</u>(以下普通<u>登録質権者</u>という。)に先立ち、1株につき年100 円を限度としてA種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の<u>利益配当金</u> (以下A種優先配当金という。)を支払う。
 - ② 当会社は、第32条に定める金銭の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録 質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、1株につきA種優先配当金の 2分の1に相当する額の金銭(以下A種優先中間配当金という。)を支払う。
 - ③ A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1号のA種優先配当金の支払いは、A種優先中間配当金を控除した額による。

(非累積条項)

2. ある<u>営業年度</u>において、A種優先株主又はA種優先<u>登録質権者</u>に対して支払う<u>利益配当金の額がA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌営業年度</u>以降に累積しない。

(非参加条項)

3. A種優先株主又はA種優先<u>登録質権者</u>に対しては、A種優先配当金を超えて配当はした。

(建全財産の公司)

- 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優 先株主又はA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につき1,000円を支払う。
 - ② A種優先株主又はA種優先<u>登録質権者</u>に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行 わない。

(議 決 権)

5. A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、A種優先株主は、平 成20年4月1日以降、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)

- 6. 当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割を行 わない。
 - ② 当会社は、A種優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付 社債の引受権を与えない。

(優先株式の買受け又は買入消却)

7. 当会社は、いつでもA種優先株式を<u>買い受け又は利益により買い入れて消却</u>することができる。

第13条 (A種優先株式)

当会社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (A種優先配当金)

- 当会社は、第37条に定める<u>期末配当</u>を行う場合、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は 記録されている</u>A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の <u>登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」</u>という。)に対し、普通株式を有する株主(以下 「普通株主」という。)又は普通株式の<u>登録株式質権者</u>」という。)に対立ち、 1株につき年100円を限度としてA種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の<u>期末配当</u> (以下「A種優先配当金」という。)を行う。
- ② 当会社は、<u>第37条</u>に定める<u>中間配当</u>を行うときは、A種優先株主又はA種優先<u>登録株式質権者</u>に対し、 普通株主又は普通<u>登録株式質権者</u>に先立ち、1株につきA種優先配当金の2分の1に相当する額の 中間配当(以下[A種優先中間配当金」という。)を行う。
- ③ (現行のとおり)

(非累積条項)

2. ある<u>事業年度</u>において、A種優先株主又はA種優先<u>登録株式質権者</u>に対して支払う<u>剰余金の配当</u> の額がA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌<u>事業年度</u>以降に累積しない。

(非参加条項)

3. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当はしない。

(残余財産の分配

- 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき1,000円を支払う。
 - ② A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(議 決 権)

5. A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、A種優先株主は、2008 年4月1日以降、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまて議決権を有する。

(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)

- 6. (現行のとおり)
 - ② (現行のとおり)

(優先株式の取得)

7. 当会社は、いつでもA種優先株式を<u>取得</u>することができる。

(転換予約権)

8. A種優先株主は、A種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求で きる期間中、当該決議で定める転換の条件によりその有するA種優先株式の当会社の 普通株式への転換を請求することができる。 (新設) 定款変更案

3. A種優先株主は、2005年9月1日から2020年8月31日までの期間中、下記条件により、その有する A種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求すること がなる。

(A種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)

- ② A種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、当会社は1株につき下記ア、乃至エ、に定める 交付価額により当会社の普通株式を当該株主に交付するものとする。
- ア. 当初交付価額

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2006年9月1日から2020年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。) に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。) の 大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日を除く。) (以下「修正後交付価額にいう。) に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。) を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円(以下「上限交付価額という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。) を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ. 交付価額の調整

(1) 交付価額は、2002年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、 以下の算式(以下「交付価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後交付価額」という。)、調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

 調整後 変付価額
 要値
 新規発行の 普通株式数 + 通株式数 + 通株式数 基込金額

 要を付価額
 要値

 既発行の 新規発行の 新規発行の 新規発行の 普通株式数 + 普通株式数 + 普通株式数

- (イ) 時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付(株式の分割、 当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることが できる証券(権利)による交付、又は新株予約権の行使による場合を除く。)する場合 調整後交付価額は、払込期日の翌日以降若しくは受渡期日以降又は募集のための 株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための 基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当会社の有する普通株式が 含まれる場合、交付価額調整式における新規発行の普通株式数に当会社が有する当該 普通株式の数を含む。
- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日 を定めない場合には効力発生日)の翌日以降、これを適用する。
- (ハ) 時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利) 若しくは取得させることができる証券(権利)を発行又は交付する場合 調整後交付価額は、その証券の発行日若しくは受渡日に又はその募集において株主に 割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、 発行若しくは交付される証券の全額が交付され、当会社の普通株式が新たに発行されたもの とみなし、その発行日の翌日以降若しくは受渡日以降又はその割当てのための基準日の翌日 以降、これを適用する。ただし、当該発行又は交付される証券の交付価額がその発行日若しく は受渡日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され 得る最初の日の前日に発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降 これを適用する。
- (三) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額(会社法第236条に規定される。 以下同じ、)が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される 証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約 権を含む。)又は新株予約権付社債を発行する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日に又はその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に新株予約権の全部が行使され、当会社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行され全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

(2) 本ウ項において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日(下記②ウ(1)(=)ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

現 行 定 款	定款変更案
<i>J</i> . 17 40	(3) 上記②イに定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に②ウ
	に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウの他の規定に従った交付価額
	の調整に加え、②イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後 交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。
	(4) 上記②イに定める時価算定期間の間に②ウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場
	合には、②ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イに基づき修正された
	修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、
	当該修正日以降これを適用する。 (5) 上記②ウ(1)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は、
	(3) 上記②グ(1707年)日に掲げる場合のほか、休か仕号に該当りる場合、交竹加額は、 取締役会が適当と判断する価額に調整される。
	(i)合併、資本の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、交付価額の調整
	<u>を必要とする場合</u>
	(ii)第(i)号のほか、当会社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の
	<u>発生により、交付価額の調整を必要とする場合</u> (iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整
	後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されてい
	<u>るとみなされる場合</u>
	(6) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満
	にとどまるときは、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要と
	する事由が発生し交付価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に 代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
	(7) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日
	において有効な交付価額とする。
	(8) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを
	受ける権利を与える場合は当該権利を与える株主を定めるための基準日、それ以外の場合は、 調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の普通株式の発行済株式数か
	ら、当該日において当会社が有する当会社の普通株式数を控除した数とする。
	(9) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
	(i)②ウ(1)(イ)の時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は
	交付する場合には、当該払込金額又は受渡金額(金銭以外の財産による払込みの
	場合には会社法第284条第1項乃至第7項に従って調査された現物出資財産の価額 若しくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。)
	(ii)(②ウ(1)(ロ)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
	(iii)②ウ(1)(ハ)の時価を下回る交付価額をもって、当該株式の当会社による取得と引換
	<u>えに当会社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行又は交付する場合</u>
	には、当該交付価額(iv)②ウ(1)(ニ)の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額が時価を下回ることと
	なる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させ
	ることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)又は新株予約
	権付社債が発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額
	工、上限交付価額及び下限交付価額の調整
	上記②ウの規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても、交付価額を上限交付価額又は下限交付価額に置換えた上で交付価額調整式を適用して
	同様の調整を行い(以下それぞれ「調整後上限交付価額」又は「調整後下限交付価額」という。)
	②ウ(5)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても
	取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、②ウ(3)に定める場合には、調整後上限
(新設)	交付価額及び調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。③ A種優先株式を当会社が取得するのと引換えに、当会社が交付すべき当会社の普通株式数は、
3011802	次のとおりとする。
	取得と引換えに A種優先株主が取得請求のために提出した 発行すべき = A種優先株式の発行価額の総額
	普通株式数 交付価額
	発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
(<u>強制転換</u>) 9. 当会社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったA種優先株式を、同期間	(<u>A種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式</u>) 9. 当会社は、前項①号の請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式を、2020年9月1日以降の日で
9. 当会社は、 <u>転換を請求し得べき</u> 期間中に <u>転換</u> 請求のなかったA種優先株式を、 <u>同期間</u> の末日の翌日以降の日で取締役会決議で定める日(以下A種優先株式強制転換日とい	9. 当会任は、 <u>則項10号の請求</u> 期前中に <u>取停</u> 請求のなかったA種後先株式を、 <u>2020年9月1日</u> 以降の日で 取締役会決議で定める日(以下「A種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会
う。)において、取締役会決議によりA種優先株式1株の払込金相当額をA種優先株	決議により、 <u>取得し、A種優先株式1株につき、A種優先株式1</u> 株の払込金
式強制 <u>転換</u> 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当会社	相当額をA種優先株式強制 <u>取得</u> 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所に
の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られて新の英語性では発生を含む。	おける当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で
して得られる数の普通株式 <u>に強制転換</u> することができる。ただし、平均値の計算は、 円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。	除して得られる数の普通株式 <u>を交付</u> することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数 第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。
(新設)	② 当会社は、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式強制取得日の
	2週間前までに、当該日を通知、若しくは公告するものとする。
② 前号の普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、 <u>商法に定める</u>	③ 前号の交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条
株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。 (優先配当金の除斥期間)	<u>に定める方法により</u> これを取り扱う。 (優先配当金の除斥期間)
(後先配当金の除斥期前) 10. 第33条の規定は、A種優先配当金及びA種優先中間配当金についてこれを準用する。	(優先配当金の除下期間) 10. 第38条の規定は、A種優先配当金及びA種優先中間配当金についてこれを準用する。

第10条の3 (B種優先株式)

当会社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (B種優先配当金)

- 1. 当会社は、<u>第31条</u>に定める<u>利益配当</u>を行う場合<u>毎決算期現在における</u>B種優先株式を 有する株主(以下B種優先株主という。)又はB種優先株式の<u>登録質権者</u>(以下B種 優先<u>登録質権者</u>という。)に対し、普通株主又は普通<u>登録質権者</u>に先立ち、1株につ き年100円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の<u>利益</u> 配当金(以下B種優先配当金という。)を支払う。
 - ② 当会社は、<u>第32条</u>に定める<u>金銭の分配</u>を行うときは、B種優先株主又はB種優先<u>登録</u> 質権者に対し、普通株主又は普通<u>登録質権者</u>に先立ち、1株につきB種優先配当金の 2分の1に相当する額の<u>金銭</u>(以下B種優先中間配当金という。)を支払う。
 - ③ B種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1号のB種優先配当金の支払いは、B種優先中間配当金を控除した額による。

(非思積条項)

2. ある<u>営業年度</u>において、B種優先株主又はB種優先<u>登録質権者</u>に対して支払う<u>利益配当金の額がB種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌営業年度</u>以降に累積しない。

(非参加条項)

3. B種優先株主又はB種優先登<u>録質権者</u>に対しては、B種優先配当金を超えて配当はしたい

(残余財産の分配)

- 4. 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優 先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先株式1株につき1,000円を支払う。
 - ② B種優先株主又はB種優先<u>登録質権者</u>に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行 わない。

(議 決 権)

5. B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、平成20年4月1日以降、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会の終結のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるレキャで議決場を有する。

(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)

- 当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割を行 わない。
 - ② 当会社は、B種優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権者しくは新株予約権付 社債の引受権を与えない。

(優先株式の買受け又は買入消却)

7. 当会社は、いつでもB種優先株式を買い受け又は利益により買い入れて消却すること ができる 第13条の2 (B種優先株式)

当会社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (B種優先配当金)

1. 当会社は、<u>第37条</u>に定める<u>期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は 記録されている</u>B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。) 又はB種優先株式の <u>登録株式質権者</u>(以下「B種優先<u>登録株式質権者</u>」という。) に対し、普通株式又は普通<u>登録</u> <u>株式質権者</u>に先立ち、1株につき年100 円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会 決議で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」という。) を行う。

定款変更案

- ② 当会社は、<u>第37条</u>に定める<u>中間配当</u>を行うときは、B種優先株主又はB種優先<u>登録株式質権者</u> 対し、普通株主又は普通<u>登録株式質権者</u>に先立ち、1株につきB種優先配当金の 2分の1に相当する額の<u>中間配当</u>(以下[B種優先中間配当金」という。)を行う。
- ③ (現行のとおり)

(非思積冬項)

2. ある<u>事業年度</u>において、B種優先株主又はB種優先<u>登録株式質権者</u>に対して支払<u>う剰余金の配当</u> の額がB種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は<u>翌事業年度</u>以降に累積しない。

(非参加条項

3. B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当はしない。

(残余財産の分配)

- 4. 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通<u>登録株式質権者</u>に先立ち、B種優 先株主又はB種優先<u>登録株式質権者</u>に対し、B種優先株式1株につき1,000円を支払う。
 - ② B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(議 決 権)

5. B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、2008 年4月1日以降、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)

- 6. (現行のとおり)
 - ② (現行のとおり)

(優先株式の取得)

7. 当会社は、いつでもB種優先株式を取得することができる。

(転換予約権)

8. B種優先株主は、<u>B種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求できる</u>期間中、当該決議で定める転換の条件によりその有するB種優先株式<u>の</u>当会社の普通株式<u>への転換を</u>請求することができる。 (新設)

定款変更案

- (<u>B種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式</u>)
- 8. B種優先株主は、2007年9月1日から2022年8月31日までの期間中、下記条件により、その有する B種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求すること ができる。
 - ② <u>B種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、当会社は1株につき下記ア、乃至エ、に定める</u> 交付価額により当会社の普通株式を当該株主に交付するものとする。
- ア. 当初交付価額

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。) に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。) の 大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日を除く。)(以下「修正後交付価額」という。)に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円(以下「上限交付価額」という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額ともっ。

ウ. 交付価額の調整

(1) 交付価額は、2002年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、 以下の算式(以下「交付価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後交付価額」という。)。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

調整後	調整前		既発行の 普通株式数	+	新規発行の 普通株式数	X	1株当たりの 払込金額	
交付価額	= 交付価額	Χ					時価	
			既発行	の		新規	発行の	
			普通株	式数	+	普通	株式数	

- (イ) 時価を下回る払込金額又は受済金額をもって普通株式を発行又は交付(株式の分割、 当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることが できる証券(権利)による交付、又は新株予約権の行使による場合を除く。)する場合 調整後交付価額は、払込期日の翌日以降若しくは受済期日以降又は募集のための 株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための 基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当会社の有する普通株式が 含まれる場合、交付価額調整式における新規発行の普通株式数に当会社が有する当該 普通株式の数を含む。
- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利) 若しくは取得させることができる証券(権利)を発行又は交付する場合 調整後交付価額は、その証券の発行日若しくは受護日に又はその募集において株主に 割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、 発行若しくは交付される証券の全額が交付され、当会社の普通株式が新たに発行されたもの とみなし、その発行日の翌日以降若しくは受護日以降又はその割当てのための基準日の翌日 以降、これを適用する。ただし、当該発行又は交付される証券の交付価額がその発行日若しく は受護日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され 得る最初の日の前日に発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降 これを適用する。
- (三) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額(会社法第236条に規定される。 以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される 証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約 権を含む。)又は新株予約権付社債を発行する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日に又はその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に新株予約権の全部が行使され、当会社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行され全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (2) 本ウ項において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日(下記②ウ(1)(=)ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (3) 上記②イに定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に②ウ に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウの他の規定に従った交付価額 の調整に加え、②イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後 交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。

現 行 定 蒙	定 款 変 夏 策
現行定款	(4) 上記②イに定める時価算定期間の間に②ウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イに基づき修正された修正後交付価額を調整的交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。 (5) 上記②ウ(1)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。 (i)合併、資本の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合 (ii)第(i)号のほか、当会社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の要生にり、安付価額の調整を必要とする場合 (ii)交付価額の費出に関して使用すべき時価が、他方の事由に基づく調整後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合 (6) 安付価額の費出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合 (6) 安付価額の要はに関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
	代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。 (7) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。 (8) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は当該権利を与える株主を定めるための基準日、それ以外の場合は、調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当会社が有する当会社の普通株式数を控除した数とする。 (9) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。 (i)②ウ(1)(4)の時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付する場合には、当該払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付する場合には、当該払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は支付する場合には、当該と私込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は支付する場合には、当該社社を額以は受渡金額をもって普通株式を発行又は支付する場合には自体策第9項の現物出資財産の価額とする。) (i)②ウ(1)(の)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円 (ii)②ウ(1)(のの時価を下回る交付価額をもって、当該株式の当会社による取得と引接と引接、主に当会社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行又は交付する場合には、当該交付価額
<u>(新設)</u>	(Iv)②か(1)(三)の新株干約権の行使に際して払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株干約権(新株干約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株干約権を含む。)又は新株干約権付社債が発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額 エ. 上限交付価額及び下限交付価額の調整 上記②かの規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても、交付価額を上限交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額という。)、②か(5)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額についても、取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、②か(3)に定める場合には、調整後上限交付価額及び下限交付価額についても、取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、②か(3)に定める場合には、調整後上限交付価額及び下限交付価額といる。)、③ B種優先株式を当会社が取得するのと引換えに、当会社が交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。
(強制転換) 9. 当会社は、 <u>転換を請求し得べき</u> 期間中に <u>転換</u> 請求のなかったB種優先株式を、 <u>同期間の末日の翌日</u> 以降の日で取締役会決議で定める日(以下B種優先株式強制 <u>転換</u> 日という。)とかいこ。 たちないさい このおぼん はまい はっちい	取得と引換えに B種優先株主が取得請求のために提出した 交付すべき = B種優先株式の発行価額の総額
 5、)において、取締役会決議によりB種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株 式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当会社 の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除 して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は、 円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (新設) ② 前号の普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、<u>商法に定める株式併合の場合に準じて</u>これを取り扱う。 (優先配当金の除斥期間) 10. <u>第33条</u>の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。 	決議により、取得し、B種優先株式1株に○き、B種優先株式1株の込金 相当額をB種優先株式2株加取登日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所に おける当会社の普通株式の毎日の絵値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で 除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数 第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。 ② 当会社は、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式強制取得日の 2週間前までに、当該日を通知、若しくは公告するものとする。 ③ 前号の交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、会社法 第234条に定める方法によりこれを取り扱う。 (優先配当金の除斥期間) 10. 第38条の規定は、B種優先配当金及びB種優先中間配当金についてこれを準用する。

第10条の4 (C種優先株式)

当会社の発行するC種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (C種優先配当金)

- 1. 当会社は、<u>第31条</u>に定める<u>利益配当</u>を行う場合<u>毎決算期現在における</u>C種優先株式を 有する株主(以下C種優先株主という。)又はC種優先株式の<u>登録質権者</u>(以下C種 優先<u>登録質権者</u>という。)に対し、普通株主又は普通<u>登録質権者</u>に先立ち、1株につ き年100円を限度としてC種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の<u>利益</u> 配当金(以下C種優先配当金という。)を<u>支払う。</u>
 - ② 当会社は、<u>第32条</u>に定める<u>金銭の分配</u>を行うときは、C種優先株主又はC種優先<u>登録</u> <u>質権者</u>に対し、普通株主又は普通<u>登録質権者</u>に先立ち、1株につきC種優先配当金の 2分の1に相当する額の<u>金銭</u>(以下C種優先中間配当金という。)を<u>支払う</u>。
 - ③ C種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1号のC種優先配当金の支払いは、C種優先中間配当金を控除した額による。

(非思積条項)

2. ある<u>営業年度</u>において、C種優先株主又はC種優先<u>登録質権者</u>に対して支払う利益配 <u>当金</u>の額がC種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌<u>営業年度</u>以降に累積 しない。

(非参加条項)

3. C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、C種優先配当金を超えて配当はしたい

(残余財産の分配)

- 4. 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優 先株主又はC種優先登録質権者に対し、C種優先株式1株につき1,000円を支払う。
 - ② C種優先株主又はC種優先<u>登録質権者</u>に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行 わない。

(議 決 権)

5. C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、C種優先株主は<u>平成</u>20年4月1日以降、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)

- 当会社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割を行 わない。
 - ② 当会社は、C種優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付 社債の引受権を与えない。

(優先株式の買受け又は買入消却)

7. 当会社は、いつでもC種優先株式を<u>買い受け又は利益により買い入れて消却</u>すること ができる 第13条の3 (C種優先株式)

当会社の発行するC種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (C種優先配当金)

1. 当会社は、<u>第37条</u>に定める<u>期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は 記録されている</u>C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主)という。) 又はC種優先株式の <u>登録株式質権者</u>(以下「C種優先<u>登録株式質権者</u>」という。) に対し、普通株式又は普通<u>登録</u> 株式<u>質権者</u>に先立ち、1株につき年100 円を限度としてC種優先株式の発行に関する取締役会 決議で定める額の期末配当(以下「C種優先配当金」という。) を行う。

定款変更案

- ② 当会社は、<u>第37条</u>に定める<u>中間配当</u>を行うときは、C種優先株主又はC種優先<u>登録株式質権者</u>に対し、普通株式又は普通<u>登録株式質権者</u>に先立ち、1株につきC種優先配当金の 2分の1に相当する額の<u>中間配当</u>(以下<u>「</u>C種優先中間配当金」という。)を行う。
- ③ (現行のとおり)

(非思積冬項)

2. ある<u>事業年度</u>において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う<u>剰余金の配当</u> の額がC種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌<u>事業年度</u>以降に累積しない。

(非参加条項)

3. C種優先株主又はC種優先<u>登録株式質権者</u>に対しては、C種優先配当金を超えて配当はしない。

(残余財産の分配)

- 4. 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通<u>登録株式質権者</u>に先立ち、C種優 先株主又はC種優先<u>登録株式質権者</u>に対し、C種優先株式1株につき1,000円を支払う。
 - ② C種優先株主又はC種優先<u>登録株式質権者</u>に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行 わない。

(議 決 権)

- 5. C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、C種優先株主は2008 年4月1日以降、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。
- (株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)
 (現行のとおり)
 - ② (現行のとおり)

(優先株式の取得)

7. 当会社は、いつでもC種優先株式を<u>取得</u>することができる。

(転換予約権)

8. C種優先株主は、<u>C種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求できる</u>期間中、<u>当該決議で定める転換の</u>条件によりその有するC種優先株式<u>の</u>当会社の普通株式<u>への転換を</u>請求することができる。 (新設) 定款変更案

3. C種優先株主は、2009年9月1日から2024年8月31日までの期間中、下記条件により、その有する C種優先株式<u>を当会社が取得し、これと引換えに、</u>当会社の普通株式<u>を交付するよう</u>請求すること ができる。

(C種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式

- ② <u>C種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、当会社は1株につき下記ア、乃至エ、に定める</u> 交付価額により当会社の普通株式を当該株主に交付するものとする。
- <u>ア. 当初交付価額</u>

150.5円

イ. 交付価額の修正

交付価額は、2010年9月1日から2024年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。) に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。) の 大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日を除く。) (以下「修正後交付価額」という。) に修正される(修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円(以下「下限交付価額という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。) を下回る場合には下限交付価額という。ただし、下記ウにより調整される。以下同じ。) を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ. 交付価額の調整

(1) 交付価額は、2002年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、 以下の算式(以下「交付価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後交付価額」と いう。)。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入 する。

調整後	調整前		既発行の 普通株式数	+	新規発行の 普通株式数	X	1株当たりの 払込金額	
交付価額	= 交付価額	Χ					時価	
			既発行	の		新規	発行の	
			普通株	式数	+	普通	株式数	

- (介) 時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は交付(株式の分割、 当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることが できる証券(権利)による交付、又は新株予約権の行使による場合を除く、)する場合 調整後交付価額は、払込期日の翌日以降若しは受渡期日以降又は募集のための 株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための 基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当会社の有する普通株式が 含まれる場合、交付価額調整式における新規発行の普通株式数に当会社が有する当該 普通株式の数を含む。
- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日 を定めない場合には効力発生日)の翌日以降、これを適用する。
- (ハ) 時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利) 若しくは取得させることができる証券(権利)を発行又は交付する場合 調整後交付価額は、その証券の発行日若しくは受護日に又はその募集において株主に 割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、 発行若しくは交付される証券の全額が交付され、当会社の普通株式が新たに発行されたもの とみなし、その発行日の翌日以降若しくは受護日以降又はその割当てのための基準日の翌日 以降、これを適用する。ただし、当該発行又は交付される証券の交付価額がその発行日若しく は受護日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され 得る最初の日の前日に発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降 これを適用する。
- (三) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額(会社法第236条に規定される。 以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される 証券(権利)若し(は取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約 権を含む。)又は新株予約権付社債を発行する場合 調整係を付価額付えの新集の発行日にでけるの新集において株主に割当てを受ける権利

調整後交付価額は、その証券の発行日に又はその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に新株予約権の全部が行使され、当会社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日又は割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行され全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (2) 本ウ項において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する目(下記②ウ(1)(=)ただし書きの場合には割当てのための基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない)日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (3) 上記②イに定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に②ウ に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、②ウの他の規定に従った交付価額 の調整に加え、②イに基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、調整後 交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。

現 行 定 款	定款变更案
>N 14 N≃ 40N	(4) 上記②イに定める時価算定期間の間に②ウに掲げる交付価額の調整事由が生じた場
	合には、②ウの他の規定に従った交付価額の調整に加え、②イに基づき修正された
	修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、
	当該修正日以降これを適用する。
	(5) 上記②ウ(1)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は、
	取締役会が適当と判断する価額に調整される。
	(i)合併、資本の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、交付価額の調整
	(17日所、資本の例グ、自己体気の取得又は音連体気の所言により、文竹画館の調整を必要とする場合
	<u> でむ安とりの場合</u>(ii)第(i)号のほか、当会社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の
	発生により、交付価額の調整を必要とする場合 (***) などはなされた。
	(iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整
	<u>後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されてい</u>
	<u>るとみなされる場合</u>
	(6) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満
	にとどまるときは、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要と
	する事由が発生し交付価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代え
	調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
	(7) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する目の前日
	において有効な交付価額とする。
	(8) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを
	受ける権利を与える場合は当該権利を与える株主を定めるための基準目、それ以外の場合
	調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の普通株式の発行済株式数2
	ら、当該日において当会社が有する当会社の普通株式数を控除した数とする。
	(9) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
	(i)②ウ(1)(4)の時価を下回る払込金額又は受渡金額をもって普通株式を発行又は
	交付する場合には、当該払込金額又は受渡金額(金銭以外の財産による払込みの
	場合には会社法第284条第1項乃至第7項に従って調査された現物出資財産の価額
	若しくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。)
	(ii)②ウ(1)(ロ)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
	(iii)②ウ(1)(ハ)の時価を下回る交付価額をもって、当該株式の当会社による取得と引換
	えに当会社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行又は交付する場合
	には、当該交付価額
	(iv)②ウ(1)(=)の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき価額が時価を下回ることと
	なる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得さ
	ることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)又は新株予
	権付社債が発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額
	<u>エ. 上限交付価額及び下限交付価額の調整</u>
	上記②ウの規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額につい
	でも、交付価額を上限交付価額又は下限交付価額に置換えた上で交付価額調整式を適用して
	同様の調整を行い(以下それぞれ「調整後上限交付価額」又は「調整後下限交付価額」という。)、
	②ウ(5)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額及び下限交付価額について
	取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、②ウ(3)に定める場合には、調整後上限
	交付価額及び調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。
(新設)	③ C種優先株式を当会社が取得するのと引換えに、当会社が交付すべき当会社の普通株式数は、
	次のとおりとする。
	取得と引換えに C種優先株主が取得請求のために提出した
	交付すべき = C種優先株式の発行価額の総額
	普通株式数 交付価額
	発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
(強制転換)	(C種優先株式の取得及び引換えに交付される普通株式)
9. 当会社は、 <u>転換を請求し得べき</u> 期間中に <u>転換</u> 請求のなかったC種優先株式を、 <u>同期間</u>	9. 当会社は、 <u>前項①号の請求</u> 期間中に <u>取得</u> 請求のなかったC種優先株式を、 <u>2024年9月1日</u> 以降
<u>の末日の翌日</u> 以降の日で取締役会決議で定める日(以下C種優先株式強制 <u>転換</u> 日とい	の日で取締役会決議で定める日(以下「C種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会
う。)において、取締役会決議によりC種優先株式1株の払込金相当額をC種優先株	決議により、取得し、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株の払込金
式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当会社	相当額をC種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所に
の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除	おける当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で
して得られる数の普通株式 <u>に強制転換</u> することができる。ただし、平均値の計算は、	除して得られる数の普通株式 <u>を交付</u> することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数
円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。	第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。
(新設)	② 当会社は、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対して、C種優先株式強制取得日の
	2週間前までに、当該日を通知、若しくは公告するものとする。
② 前号の普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、商法に定める	③ 前号の交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234分
株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。	<u>に定める方法により</u> これを取り扱う。
/ for the T-1/4 A o. p.A. C. Methill \	/ /mr 44 77 1/ / / / / / / / / / / / / / / / / /
(優先配当金の除斥期間) 10. <u>第33条</u> の規定は、C種優先配当金及びC種優先中間配当金についてこれを準用する。	(優先配当金の除斥期間) 10. <u>第38条</u> の規定は、C種優先配当金及びC種優先中間配当金についてこれを準用する。

第10条の5 (D種優先株式)

当会社の発行するD種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (D種優先配当金)

- 1. 当会社は、第31条に定める利益配当を行う場合、毎決算期現在におけるD種優先株式を有する株主(以下D種優先株主という。)又はD種優先株式の登録質権者(以下D種優先発達質権者という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録質権者、A種優先株主若しくはA種優先登録質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録質権者及びE種優先株式を有する株主(以下E種優先株主という。)若しくはE種優先株式の登録質権者以下E種優先株式を有する株主(以下Eを受完株主という。)又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下、上記普通株式及び各種類株式を総称してD種優先株式に劣後する株式という。)に先立ち、本項第4号の金額(以下D種優先配当金という。)を支払う。
 - ② 当会社は、第32条に定める金銭の分配を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株 主及び登録質権者に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の金 銭(以下D種優先中間配当金という。)を支払う。
 - ③ D種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1号のD種優先配当金の支払いは、D種優先中間配当金を控除した額による。
 - ④ 2005年3月31日に終了する営業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として 2,000円(以下D種清算価値という)に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発行日(同日を含む)から2005年3月31日(同日を含む)までの実日数で日割計算 (365日)して算出された金額を支払う。

2005年4月1日(同日を含む)から2012年3月31日(同日を含む)までの間に終了する各営業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先<u>登録質権者</u>に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払ろよのとする。

2012年4月1日以降に終了する各営業年度に関しては、各営業年度の1株につきD 種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録質権者に対して、D種清算価値 と累積未払配当金額との合計額にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算 出される額に相当する金額を支払うものとする。

「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i)直近の4月1日及び10月1日 (ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ当該レートが存在する日(以下ロンドン営業日という)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在の円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(6ヶ月円LIBOR(360日ベース))として Telerate Systemsスケリーン3750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)4%からD種優先株式発行日の2東京営業日(東京におい

れる各数値の平均値、(i)4%からD種優先株式発行日の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート(以下かかるスワップ・レートをD種発行日スワップ・レートという)を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(累積条項

ある<u>営業年度</u>において、D種優先株主又はD種優先<u>登録質権者</u>に対して支払う<u>利益配当金</u>の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌<u>営業年度</u>以降に累積するものとする。

累積未払配当金はD種優先配当金及びD種優先株式に劣後する株式に先立って支払われるものとする。

(非参加条項)

D種優先株主又はD種優先登録質権者に対しては、D種優先配当金を超えて配当はしない。

(残余財産の分配)

- 4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主若しくは登 <u>録質権者</u>に先立ち、D種優先株主又はD種優先<u>登録質権者</u>に対し、D種優先株式1株 につき1株当たりのD種優先株式<u>償還</u>価格(第9項に定義する。)を支払う。
 - ② D種優先株主又はD種優先<u>登録質権者</u>に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行 わない。

(議決権)

- 5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでD種優先株式500株あたり1議決権を有する。
 - ② 当会社は、法令の定めに従い、毎年の定時株主総会に、D種優先株式の優先配当の支払いに関する議案を提出するものとする。

第13条の4 (D種優先株式)

当会社の発行するD種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (D種優先配当金)

1. 当会社は、第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載 又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。) 又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先殊主若しくは各種優先登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、B種優先株主者しくはC種優先登録株式質権者、B種優先株主者しくはC種優先登録株式質権者、B種優先株主者しくはC種優先登録株式質権者、C種優先株主上という。) 若しくはD種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者)という。) おは当会社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先能式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)

定款変更案

- ② 当会社は、第37条に定める<u>中間配当</u>を行う場合、D種優先株式に劣後する株式の株 主及び<u>登録株式質権者</u>に先立ち、1株につきD種優先配当金の2分の1に相当する額の 中間配当(以下「D種優先中間配当金」という。)を行う。
- ③ (現行のとおり)
- ④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として 2,000円(以下[D種清算価値」という。)に4%を乗じた金額に、当該D種優先株式の発 行日(同日を含む。)から2005年3月31日(同日を含む。)までの実日数で日割計算 (365日)して算出された金額を支払う。

2005年4月1日(同日を含む。)から2012年3月31日(同日を含む。)までの間に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先<u>登録株式質権者</u>に対して、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。

2012年4月1日以降に終了する各<u>事業年度</u>に関しては、各<u>事業年度</u>の1株につきD 種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先<u>登録株式質権者</u>に対して、D種清算 価値と累積未払配当金額との合計額にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を 乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。

「D種優先株式増加配当率」の定義は、(前直近の4月1日及び10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ当該レートが存在する日(以下「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在の円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(6ヶ月円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3750ページ(取得できない場合に代替ページ)に表示される各数値の平均値、(値4%からD種優先株式発行日の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前(10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ペ

スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート(以下かかるスワップ・レートを上の種発行日スワップレート」という。)を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(累積条項)

- ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う <u>剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度</u> 以降に累積するものとする。
 - 累積未払配当金はD種優先配当金及びD種優先株式に劣後する株式に先立って支払 われるものとする。 (非参加条項)
- 3. D種優先株主又はD種優先登<u>録株式質権者</u>に対しては、D種優先配当金を超えて配当は しない。

(残全財産の分配)

- 4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に劣後する株式の株主若しくは登 <u>緑株式質権者</u>に先立ち、D種優先株主又はD種優先<u>登録株式質権者</u>に対し、D種優先 株式1株につき1株当たりのD種優先株式<u>取</u>得価格(第9項に定義する。)を支払う。
 - ② D種優先株主又はD種優先<u>登録株式質権者</u>に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行 は行わない。

(議決権)

5. (現行のとおり)

② (現行のとおり)

(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)

- 当会社は、法令に定める場合を除き、D種優先株式について株式の併合又は分割を行 わない。
 - ② 当会社は、D種優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付 社債の引受権を与えない。

(優先株式の買受け又は買入消却)

7. 当会社は、いつでもD種優先株式<u>の全部若しくは一部を買い受け又は利益により買い</u> 入れて消却することができる。

(転換予約権)

8. D種優先株主は、<u>D種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求できる期間中、当該決議で定める転換の</u>条件により、その有するD種優先株式を当会社の普通株式に転換することができる。

(新設)

定款変更案

- . (現行のとおり)
- ② (現行のとおり)

(優先株式の取得)

7. 当会社は、いつでもD種優先株式<u>を取得</u>することができる。

(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)

(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)

- D種優先株主は、2012年4月1日ならびにこれ以降の各年の4月1日、7月1日、10月1日 及び1月1日(以下本項において「取得日」という。)において、下記条件により、その有するD種 優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよう請求すること ができる。
- ② 前号の請求により、D種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当会社が当該株主に 交付すべき当会社の普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先 株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数とする。 たとし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、 現金による調整は行わない。
 - (1) D種優先株式交付価額

取得日における交付価額は、当該取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する
30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日(以下本項において「第出
期間」という。)における各取引日の出来高加重平均価格(以下「VWAP価格という。)
として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてVWAP価格がつよりでは、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間に
ブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が
当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における
普通株式の終値(気配表示を含む。)とする(以下VWAP価格及びこれに代替する
数値を「参照価格」という。))の単純平均価格に出まる金額とする(以下「D種優先株式交付価額」という。)、ただし、D種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数
第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五人する。

(2) 参照価格の調整

(4) 上記D種優先株式交付価額の算出にあたっては、算出期間の初日(同日を含む。)から関連する取得日(同日を含む。)までの期間(以下「調整期間」という、)において、下窓の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当会社が普通株式を発行者にくは交付した、あるいは本条(2)(ロ)に従い発行者にくは交付したとみならなときにはいつでも、株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株子約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)者にくは取得させることができる証券(権利) その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、)種優先株式交付価額の計算に先立ち、かかる発行者にくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとするよのとして「調整後参照価格という、、調整後参照価格は口位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

調整後 = 調整前 参照価格 参照価格 発行前のみなし 当会社の受領対価

発行済み普通株式数 + 時価 発行後のみなし発行済み普通株式数

「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後(上記のとおり、調整期間中に 発行者しくは交付される、又はそのようにみなされる当会社の普通株式も含む。) の発行済み等通株式数(普通株式を対象とする新株干約権・普通株式の交付と引換えに 取得される証券(権利)者しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利が すべて、当時は行使可能だったものとして計算される。)を意味するものとするが、当会社 あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれ ないものとする。

「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行者しくは交付により、 当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることに なっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、 普通株式を対象とする新株于約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利) 若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行者しくは交付し た場合には、それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは受け取ること になっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味す るものとする。

「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に 生立つ45取引日に始去る30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日 の1株当たり移値(気配表示を含む。)の単純平均価格(終値のない日は除く。)、 (i)普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が融意 をわって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格 は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。 現行定款 定款変更案

(D) 新株予約権の発行

当会社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得 される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利 を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、その 他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付す能な普通株式の発行若しくは 交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行者にくは交付可能な数 の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、あるいはその他同様の権利の発行 日若しくは交付目に発行若しくは交付されたものとみなす。

(ハ) 株式分割

株式分割によって普通株式が発行された場合、上記参照価格の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生目)の翌日に当該普通株式 が発行されたものとみなされるものとする。

(ニ) 配当その他の分配

当会社が、調整期間中に、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に 対してそのほかの分配を行った場合(ただし、本項において該当しないとされる 株式分割及び株式配当を除く。)、D種優先株式取得価額はかかる配当の1株 あたり金額(若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社 の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の一株あたりの公正市場 価格)に相当する額を減額する。

(ま) その他取締役会が定める調整

本項(2)(イ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、 普通株式の併合、(i)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能 性を生じさせる事由の発生、(ii)参照価格を調整すべき事由が2つ以上相接 して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に関して使用すべき 時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれか が発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断する参照価格に調整 されるものとする。

(へ) 解釈

この本項に不明瞭な点がある場合、又は取得価額が調整されることとされて いない何らかの事由に関連して当会社の取締役会が参照価格の調整すること が公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、この本項の 目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに参照価格を調整 する権利を有するものとする。

(当会社による取得条項)

9. 当会社は、2010年4月1日(同日を含む。)以降随時、取締役会の決議<u>により定める日(以下本項において、取得日」という。</u>)をもって、D種優先株主又はD種優先<u>登録株式質権者</u>対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、<u>発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を取得し、当該取得と引換えに</u>D種優先株式1株につき、D種優先株式 取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。

「D種優先株式取得価格」は、(i)D種清算価値、(ii)取得の対象となるD種優先株式 にかかる累積未払配当金、(iii)最終配当金額(以下に定義)及び(iv)2012年3月31 日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費(以下に定義)を合計した 額に相当する額とする。

「最終配当金額」とは、(i)2012年3月31日以前においては、D種清算価値に4%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額、又は、(i)2012年4月1日以降においては、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(i)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全ての中間配当金額が差し引かれるものとする。

「D種早期取得費」とは、(i) D種清算価値に、(ii) D種発行日スワップレートから取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.) としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される。取得日から2012年3月31日までの期間(本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(取得日が2011年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ペース))として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される数値とする。)(対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする。)を楽じた額に、(iii)取得日から2012年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、D種優先株式取得価格、最終配当金額及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数等4位を回捨五入する。

② D種優先株式の一部につき<u>本条に基づく取得</u>を行う場合は、按分比例(端数について は抽選)により行う。 (株主による<u>取得</u>請求)

(強制償還)

9. 当会社は、2010年4月1日(同日を含む)以降随時、取締役会の決議をもって、D種優先株主又はD種優先<u>登録質権者</u>に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、D種優先株式1株につき、D種優先株式(<u>市</u>価格(以下に定義)相当額<u>を支払うことにより、発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を、強制償還</u>することができる。

「D種優先株式<u>檔</u>選価格」は、(i)D種清算価値、(i<u>i)償還</u>対象D種優先株式にかかる累積末払配当金、(ii)最終配当金額(以下に定義)及び(iv)2012年3月31日以前に<u>償還</u>が行われる場合においては、D種早期<u>償還</u>費(以下に定義)を合計した額に相当する額とする。

「最終配当金額」とは、(i)2012年3月31日以前においては、D種清算価値に4%を乗じた金額を、<u>償還</u>日の属する<u>営業年度</u>における<u>営業年度</u>初日から償還日(同日を含む)までの実日数で日割計算(365日)した金額、又は、(ii)2012年4月1日以降においては、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、<u>償還</u>日の属する<u>営業年度</u>における<u>営業年度</u>で用わから<u>償還</u>日(同日を含む)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される<u>営業年度</u>において支払われた全での中間配当金額が売し引かれるものとする。

「D種早期僅還費」とは、(i)D種消算価値に、(ii)D種発行日スワップレートから僅還日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される、億還日から2012年3月31日までの期間(本項において億還費計算期間という)に対応するスワップレート(億還日が2011年4月1日以降の場合には、当該億還日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ペース))として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される数値とする)(対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする)を乗じた額に、(ii)億還日から2012年3月31日(同日を含む)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、D種優先株式億還価格、最終配当金額及びD種早期億還費は円位未満小数第4位まで輩出し、その小数第4位を四捨五入する。

② D種優先株式の一部につき<u>強制償還</u>を行う場合は、按分比例(端数については抽選) により行う。

(株主による<u>償還</u>請求)

- 10. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発 行済普通株式が所有されないことなった場合、D種優先株主は、D種優先株式の全 部を買い受けるよう、当会社に対し請求することができる。
 - ② 前号にかかる<u>償還</u>価格は、1株につき当該請求によって行われる<u>償還の償還</u>日に有効なD種優先株式<u>償還</u>価格に相当する額とする。 (株主の請求に基づく転換又は償還)
- 11. 当会社の、ある営業年度末若しくは中間期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該営業年度末若しくは中間期末における財務諸表が決算短信若しくは中間決算短信において公表された場合には、D種優先株主は、当該対務諸表の公表後30日以内、又は、当該営業年度末若しくは中間期末から90日以内に決算短信若しくは中間決算短信が公表されなかった場合には、当該90日の経過後30日以内(以下本項において上記各期間を請求期間という)に、当会社に対して通知をすることにより、当会社に対して、法律によって許容される範囲で、当会社に対して、法律によって許容される範囲で、当会社に対りの過失により回復先株式を許通株式に転換すること、又は回請求期間満了後16営業日以内で当会社の取締役会で定める日におけるD種償還価格により償還を行うこと、のいずれかを行うことを請求することができる。
 - ② 転換条件は以下のとおりとする。
 - (1) 請求期間満了後16営業日以内で当会社の取締役会で定める日を転換日とし、D 種優先株式の転換により発行される普通株式数は、D種優先株主が本項に基づ く請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額を、その時点で有 効なD種優先株式転換価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株 式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
 - (2) D種優先株式転換価額

転換日における転換価額は、当該転換日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日(以下、本項において第出期間という)における各取引日の出来高加重平均価格(以下WAP価格という)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所において WAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグLP、が提供する普通株式のWAP価格とし、かかる WAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値(気配表示を含む)とする(以下VWAP価格及びこれに代替する数値を参照価格という))の単純平均価格に相当する金額とする(以下砂種優先株式転換価額の計算は、円依未満り数額ではまで算出し、その小数第2位をで終五人する。

定款変更案

- 10. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株主は、D種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。
 - ② 前号にかかる<u>取得</u>価格は、1株につき当該請求によって行われる<u>D種優先株式の取得</u>の 取得日に有効なD種優先株式<u>取得</u>価格に相当する額とする。 (株主による取得請求及び当該取得と引換えに交付される普通株式又は金銭)
- 11. 当会社の、ある事業年度末若しくは中間期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末若しくは中間期末における財務諸表が決算短信若しくは中間決算短信において公表された場合には、D種優先株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、又は、当該事業年度末若しくは中間期末から90日以内に決算短信若しくは中間決算短信が公表されなかった場合には、当該90日の経過後30日以内(以下本項において上記各期間を「請求期間」という。)に、当会社に対して通知をすることにより、当会社に対して、法律によって許容される範囲で、当会社の選択により(i)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、又は(ii)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、のいずれかを行うことを請求することができる。
 - ② 前号(i)により普通株式が交付される場合は、本条第8項の取得日を請求期間満了後 16営業日以内で当会社の取締役会で定める日と読替えて算出されるD種優先株式交付 価額で、請求されたD種優先株式のD種清算価値の総額を除して得られる数の当会社 の普通株式を交付するものとする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が 生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。 (800%)

現行定款 定款変更案

- (3) 参照価格の調整
- (イ) 上記D種優先株式転換価額の算出にあたっては、算出期間の初日(同日を含む)から関連する転換日(同日を含む)までの期間(以下調整期間という)において、下記の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当会社が普通株式を発行者にくは交付した。あるいは本項(3)(ロ)に従い発行者にくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、転換予約権、その他同様の権利を行使あるいは転換した時点での普通株式の発行は除外される)、D種優先株式転換価額の計算に先立ち、かかる発行者にくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとする(以下調整後参照価格という)。調整後参照価格は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

 調整後
 書画整前
 ※照価格
 ※照価格
 ※発行済み
 + 当会社の受領対価

 参照価格
 ※照価格
 ※完行後のみなし発行済み普通株式数

ここでは、

「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後(上記のとおり、調整期間中 に発行者しくは交付される、又はそのようにみなされる当会社の普通株式も含む) の発行済み普通株式数(普通株式を対象とする新株予約権、転換予約権その他同 様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される)を意味するも のとするが、当会社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されてい る普通株式は一切含まれないものとする。

「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、転換予約権その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、それらの行使若しくは転換により、当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む)の単純平均価格(終値のない日は除く。)、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

- (立) 新株子約権の発行 当会社が普通株式を対象とする新株予約権、転換予約権を の他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、 当該新株子約権、転換予約権その他同様の権利を行使若しくは転換により発行 可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付であるとみなし、これら の権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、 かかる新株予約権、転換予約権あるいはその他同様の権利の発行日若しくは交 付目に発行若しくは交付されたものとみなす。
- (ハ) 株式分割 株式分割によって普通株式が発行された場合、上記参照価格の調整 に関しては、かかる株式分割の目的で株主への割当が行われた翌日に当該普通 株式が発行されたものとみなされるものとする。
- (二) 配当その他の分配 当会社が、調整期間中に、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合(ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く)、D種優先株式転換価額はかかる配当の1株あたり金額(若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の一株あたりの公正市場価格)に相当する額を減額する。
- (赤) その他取締役会が定める調整 本項(3)(イ)で規定されている調整に加え、 (i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(i)普通株式数の変更、あるい は普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(ii)参照価格を調整すべ き事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出 に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる 場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断する 参照価格に調整されるものとする。
- (へ)解釈この本項に不明瞭な点がある場合、又は転機価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会が参照価格の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに参照価格を調整する権利を有するものとする。
- (4) D種優先株式の転換により交付された普通株式に対して分配される最初の利益配当あるいは中間配当に関しては、本項による転換が、4月1日から9月30日になされた場合には4月1日付で転換されているとみなされ、10月1日から翌年3月31日になされた場合には10月1日付で転換されているとみなされ、それに伴って実施されるものとする。

現行定款 定款変更案 ③ 第1号(ii)によりD種優先株式が当会社により取得され当該取得と引換えに金銭が交付 (新設) される場合には、当該D種優先株式の取得と引換えに請求期間満了後16営業日以内 で当会社の取締役会で定める日におけるD種優先株式取得価格相当額の金銭が交付 されるものとする。この場合、取得請求されたD種優先株式の一部について金銭の交付 をするときは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式(端数について抽選) により行い、金銭の交付がなされない部分については、当該取得と引換えに前項に 従って算出される数の普通株式が交付されるものとする。 (優先配当金の除斥期間) (優先配当金の除斥期間) 第31条の規定は、D種優先配当金及びD種優先中間配当金についてこれを準用する。 第38条の規定は、D種優先配当金及びD種優先中間配当金についてこれを準用する。 第10条の6 第13条の5 当会社の発行するE種優先株式の内容は、次のとおりとする。 当会社の発行するE種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (E種優先配当金) (E種優先配当金) 当会社は、<u>第31条</u>に定める<u>利益配当</u>を行う場合、<u>毎決算期現在における</u>E種優先株主 当会社は、<u>第37条</u>に定める<u>期末配当</u>を行う場合、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は</u> 又はE種優先登録質権者に対し、普通株主若しくは普通株式の登録質権者、A種優先 記録されているE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主若しくは 普通株式の登録株式質権者、A種優先株主若しくはA種優先登録株式質権者、B種優先株主若しくは 株主若しくはA種優先登録質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録質権者及びC 種優先株主若しくはC種優先登録質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類 B種優先登録株式質権者及びC種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行する の株式(ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種類株式を総称して E種優先株式に劣後する株式という。)に先立ち、本項第4号に定める金額(以下E種優 その他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式を除く。以下、上記普通株式及び各種類株式を 総称して「E種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号に定める金額<u>の期末配当</u> (以下「E種優先配当金」という。)を行う。 ② 当会社は、第37条に定める中間配当を行う場合、E種優先株式に劣後する株式の株 先配当金という。)を<u>支払う</u>。 ② 当会社は、第32条に定める金銭の分配を行う場合、E種優先株式に劣後する株式の株 主及び登録質権者に先立ち、1株につきE種優先配当金の2分の1に相当する額の金 主及び<u>登録株式質権者</u>に先立ち、1株につきE種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当 銭(以下E種優先中間配当金という。)を支払う。 ③ E種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1号のE種優先配当金の支払い (以下「E種優先中間配当金」という。)を<u>行う</u>。 (現行のとおり) は、E種優先中間配当金を控除した額による。 ④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1株につきE種優先配当金として 2,000円(以下「E種清算価値」という。)に1.5%を乗じた金額に、当該E種優先株式の発行日(同日を含む。)から2005年3月31日(同日を含む。)までの実日数で日割計算 ④ 2005年3月31日に終了する<u>営業年度</u>に関しては、1株につきE種優先配当金として 2,000円(以下E種清算価値という)に1.5%を乗じた金額に、当該E種優先株式の発 行日(同日を含む)から2005年3月31日(同日を含む)までの実日数で日割計算 (365日)して簋出される額を支払う。 (365日)して篁出される額を支払う。 2005年4月1日(同日を含む)から2012年3月31日(同日を含む)までの間に終了 2005年4月1日(同日を含む。)から2012年3月31日(同日を含む。)までの間に終了 する各<u>営業年度</u>に関しては、各<u>営業年度</u>の1株につきE種優先配当金として、E種優 先株主又はE種優先<u>登録質権者</u>に対して、E種清算価値の1.5%に相当する額の配当 する各<u>事業年度</u>に関しては、各<u>事業年度</u>の1株につきE種優先配当金として、E種優 先株主又はE種優先<u>登録株式質権者</u>に対して、E種清算価値の1.5%に相当する額の配当 2012年4月1日以降に終了する各営業年度に関しては、各営業年度の1株につきE 2012年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、各事業年度の1株につきE 種優先配当金として、E種優先株主又はE種優先登録質権者に対して、E種清算価値 種優先配当金として、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、E種清算価値 にE種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支 にE種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支 払うものとする。 払うものとする 「E種優先株式増加配当率」は、(i)直近の4月1日及び10月1日(ロンドンにおいて 「E種優先株式増加配当率」は、(i)直近の4月1日及び10月1日(ロンドンにおいて 銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ当該 銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ当該 レートが存在する日(以下ロンドン営業日という)でない場合には翌ロンドン営業日) レートが存在する日(以下「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日) のロンドン時間午前11時現在の円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファ ド・レート(6ヶ月円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systems スクリーン のロンドン時間午前11時現在の円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファ ド・レート(6ヶ月円LIBOR(360日ペース))としてTelerate Systemsスクリーン 3750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される各数値の平均値(ii)1.5% からE種優先株式発行日の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート 3750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される各数値の平均値(ii)1.5% からE種優先株式発行日の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T. S. R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート(以下かかるスワップ・レートを圧種発行日スワップレー (T. S. R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される期間7年に 対応するスワップ・レート(以下かかるスワップ・レートを「E種発行日スワップレー トという)を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。E種優先株式増加配当 ト」という。)を差し引いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。E種優先株式増加配当 率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 (非累積条項) (非累積条項) ある<u>営業年度</u>において、E種優先株主又はE種優先<u>登録質権者</u>に対して支払う<u>利益配</u> ある<u>事業年度</u>において、E種優先株主又はE種優先<u>登録株式賃権者</u>に対して支払う<u>剰余金の配当</u> 当金の額がE種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌営業年度以降に累積 の額がE種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌<u>事業年度</u>以降に累積 しないものとする。 しないものとする。 (非参加条項) (非参加条項) E種優先株主又はE種優先登録質権者に対しては、E種優先配当金を超えて配当はし E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金を超えて配当はしない。 (残余財産の分配) (残余財産の分配) 当会社の残余財産を分配するときは、E種優先株式に劣後する株式に先立ち、E種優 当会社の残余財産を分配するときは、E種優先株式に劣後する株式に先立ち、E種優 先株主又はE種優先登録質権者に対し、E種優先株式1株につき1株当たりのE種優 先株式償還価格(第10項に定義する。)を支払う。 先株主又はE種優先<u>登録株式質権者</u>に対し、E種優先株式1株につき1株当たりのE種優 先株式取得価格(第10項に定義する。)を支払う ② E種優先株主又はE種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行 ② E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行 わない わたい (議決権) E種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、E種優先株主は、定 (現行のとおり) 時株主総会に優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会の ときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の ときから、優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでE種優先株式 500株あたり1議決権を有する。

② (現行のとおり)

② 当会社は、法令の定めに従い、毎年の定時株主総会に、E種優先株式の優先配当の支

払いに関する議案を提出するものとする。

(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)

- 6. 当会社は、法令に定める場合を除き、E種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。
 - ② 当会社は、E種優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株引受権付 社債の引受権を与えない。

(優先株式の買受け又は買入消却)

7. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、いつでもE種優先 株式の全部若しくは一部を買い受け又は利益により買い入れて消却することができ る。

(転換予約権)

8. E種優先株主は、<u>D種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求できる期間中、当該決議で定める転換の</u>条件により、その有するE種優先株式を当会社の普通株式<u>に転換</u>することができる。

(新設)

定款変更案

i. (現行のとおり)

(株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)

② (現行のとおり)

(優先株式の取得)

7. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、いつでもE種優先 株式を取得することができる。

(E種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される普通株式)

- 8. E種優先株主は、2007年4月1日以降いつでも下記条件により、その有するE種優先株式を 当会社が取得し、これと引機えに、当会社の普通株式を交付するよう請求することができる (以下本項において当該請求権を行使された日を「取得日」という。)。
 - ② 前号の請求により、E種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、当会社が当該株主に 交付すべき当会社の普通株式数は、E種優先株主が取得請求のために提出したE種優先 株式のE種清算価値の総額を下記の条件に従いその時点で有効なE種優先株式交付価額 で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、 これを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (1) E種優先株式交付価額

当初のE種優先株式交付価額は、当会社にE種優先株式の発行を認めた当会社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日に対ける各取引日の出来高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてWAP価格という。)として大阪証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてWAP価格としたのようない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値(気配表示を含む。)とする(以下VWAP価格及びこれに代替する数値を「参照価格」という。))の単純平均価格に相当する金額とする(以下「E種優先株式交付価額」という。ただし、E種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四緒五人する。

(2) <u>E種優先株式交付価額の調整</u>

(イ) 上記E種優先株式交付価額の算出にあたっては、下記の公式で計算すると E種優先株式交付価額を下落することとなる対価で、当会社が普通株式を発行 若しくは交付した、あるいは本項(2)(ロ)に従って発行若しくは交付したとみなされる とさはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、 普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)者とくは取得させることができる証券 (権利)、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、かかる 発行時若しくは交付時、又は発行若しくは交付したとみなされた直後に、E種優先株式 交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後交付価額は以下のように引き下げられるものとする(以下「調整後交付価額は入下の小教第2位を回発五入する。

調整後の E種優先株式 = 交付価額 発行前のみなし ※ 発行済み普通機 当会社の受領対価

× 発行済み普通株式数 + 時価

発行後のみなし発行済み普通株式数

「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後(上記のとおり、 発行若しくは交付される、又はそのようにみなされる当会社の普通株式も含む。) の発行済み普通株式数(普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と 引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、 その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。) を意味するものとするが、当会社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは 保有されている普通株式は一切含まれないものとする。 「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行若しくは交付により、 当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることに なっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、 普通株式を対象とする新株予約権、その他同様の権利を発行若しくは交付し た場合には、それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは受け取ること になっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味す <u>るものとする。</u> 「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定目に 先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日 の1株当たり終値(気配表示を含む。)の単純平均価格(終値のない日は除く。)、 (ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意

をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格 は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。 現行定款 定款変更案

(ロ) 新株予約権の発行

当会社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付でき、当該新株予約権、その他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付可能な登場状式の発行者しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、あるいはその他同様の権利の発行日若しくは交付可に発行者しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、あるいはその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行者しくは交付されたものとみなす。

(ハ) 株式分割

株式分割によって普通株式が発行された場合、上記E種優先株式交付価額の 調整は、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日 (基準日を定めない場合は効力発生日)の翌日に当該普通株式が発行されたもの とみなされるものとする。

(ニ) 配当その他の分配

当会社が、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの 分配を行った場合(ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び 株式配当を除く。)、E種優先株式交付価額はかかる配当の1株あたり金額 (若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社の取締役会 で合理的に決定された当該配当及び分配の一株あたりの公正市場価格)に相当 する額を減額する。

(ホ) その他取締役会が定める調整

本項(2)(イ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、 普通株式の併合、(i)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能 性を生じさせる事由の発生、(ii)E櫃優先株式交付価額ご調整・マペキョ由が 2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後E種優先株式交付価額 の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみな される場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断 するE種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(へ) 解釈

この本項に不明瞭な点がある場合、又は交付価額が調整されることとされて いない何らかの事由に関連して当会社の取締役会がE種優先株式交付価額の 調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、 この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにE種優先 株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(当会社による取得及び当該取得と引換えによる普通株式の交付)

9. 当会社は、2008年4月1日(同日を含む。)以降2010年3月31日(同日を含む。)までの 期間、取締役会決議により定める日において、35日以上90日以内の事前通知により、 その時点で有効な全てのE種優先株式若しくはその一部について、普通株式の 時価(かかる通知の送付日付で計算されたもの。)がその時点で有効なE種優先株式 交付価格の150%を上回った場合に限り、E種優先株式の一部又は全部を取得し、 当該取得と引換えにE種優先株式のE種管算価値の総額を前項の(1)及び(2)の条件 に従いその時点で有効なE種優先株式の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法 第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(削除)

(強制転換)

9. 当会社は、2008年4月1日(同日を含む)以降2010年3月31日(同日を含む)までの期間、取締役会決議により定める日において、35日以上90日以内の事前通知により、その時点で有効な全でのE種優先株式若しくはその一部について、かりに普通株式の時価(かかる通知の送付日付で計算されたもの)がその時点で有効なE種優先株式監査価格(以下に定義)の150%を上回った場合に限り、その時点で有効なE種優先株式監査機価格でE種優先株式の一部又は全部の転換を下記の転換条件により行うことを選択できる。

② 転換条件は、以下のとおりとする。

(1) <u>E種優先株式の転換により発行される普通株式数は、転換されるE種優先株式の</u>E種清算価値の総額を、その時点で有効なE種優先株式転換価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(2) <u>E種優先株式転換価額</u>

当初の転換価額は、当会社にE種優先株式の発行を認めた当会社の定款の変更の 株主総会決議後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の 太阪証券取引所における普通株式の取引日(以下、本項において算出期間という) における各取引日の出来高加重平均価格(以下WAP価格という)として大阪 証券取引所において公表される価格(大阪証券取引所においてWAP価格が公 表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルーム バーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格と、かかるVWAP価格が当該取 引目に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引形はける普通株式の 経生(気配表示を含む)とする単純平均価格に相当する金額における普通株式の を生代表主教価額という)。ただし、E種優先株式転換価額の計算は、円位未満小 数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 1.行定款 定款変更案

- (3) <u>E種優先株式転換価額の調整</u>
- (4) 上記E種優先株式転換価額の算出にあたっては、下記の公式で計算するとE種優先株式転換価額が下落することとなる対価で、当会社が普通株式を発行若しくは交付した。あるいは本項(3)(ロ)に強い発行者しくは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、転換予約権、その他同様の権利を行使あるいは転換した時点での普通株式の発行は除外される)、かかる発行者しくは交付時、又は発行者しくは交付されたとみなされた直後に、E種優先株式転換価額は以下のように引き下げられるものとする(以下調整後E種優先株式転換価額という)。調整後E種優先株式転換価額は以下のように引き下げられるものとする(以下調整後E種優先株式転換価額という)。調整後E種優先株式転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

発行前の

ここでは、

「みなし発行済み普通株式数1とは、完全希薄化後(上記のとおり、発行若しく 注交付される、又はそのようにみなされる当会社の普通株式も含む)の発行済み 普通株式数(普通株式を対象とする新株予約権、転換予約権その他同様の権利が すべて、当時は行使可能だったものとして計算される)を意味するものとするが、 当会社あるいはその完を子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は 一切含まれないものとする。

「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株式の発行者しくは交付により、当会社の普通株式の対価として当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権との他同様の権利を発行者しくは支付した場合には、それらの行使者しくは転換により、当会社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に独走230取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む)の単純平均価格(養値のない日は除く。)、(i)普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が敵意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

- (ロ) 新株子約権の発行 当会社が普通株式を対象とする新株予約権、転換予約権を の他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、 当該新株予約権、転換予約権その他同様の権利を行使若しくは転換により発行 可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付であるとみなし、これら の権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、 かかる新株予約権、転換予約権あるいはその他同様の権利の発行日若しくは交 付日に発行若しくは交付されたものとみなす。
- (ハ) 株式分割 株式分割によって普通株式が発行された場合、上記E種優先株式転 換価額の調整に関しては、かかる株式分割の目的で株主への割当が行われた翌 日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。
- (三)配当その他の分配当会社が、調整期間中に、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合(ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く)、巨種優先株式転換価額はかかる配当の1株あたり金額(若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の一株あたりの公正市場価格)に相当する額を減額する。
- (ホ) その他取締役会が定める調整 本項(3)(イ)で規定されている調整に加え、
 ()合件、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(i)普通株式数の変更、あるい
 は普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(ii)E種優先株式転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後E種優先株式転換価額の第出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するE種優先株式転換価額に調整されるのとする。
- (へ) 解釈 この本項に不明瞭な点がある場合、又は転機価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会が正種優先株式転機価額の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにE種優先株式転機価額を調整する権利を有するものとする。
- (4) 巨種優先株式の転換により交付された普通株式に対して分配される最初の利益配当あるいは中間配当に関しては、本項による転換が、4月1日から9月30日になされた場合には4月1日付で転換されているとみなされ、10月1日から翌年3月31日になされた場合には10月1日付で転換されているとみなされ、それに伴って実施されるものとする。

(強制償還)

10. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日(ただし2010年4月1日 以降に限る)以降随時、取締役会の決議をもって、E種優先株主及びE種優先<u>登録質</u> <u>権者</u>に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、E種優先株式1株につき、 E種優先株式<u>循環</u>価格(以下に定義)相当額を支払うことにより、発行済みE種優先 株の全て若しくは一部を、強制償還することができる。

「E種優先株式<u>償還</u>価格」は、(i)E種清算価値、(i)最終配当金額(以下に定義)及び (iii)2012年3月31日以前に<u>償還</u>が行われる場合においては、E種早期<u>償還</u>費(以下に 定義)を合計した額に相当する額とする。

「最終配当金額」とは、(i)2012年3月31日以前においては、E種清算価値に1.5%を乗じた金額に、盧遷日の属する営業年度における営業年度初日から償還日(同日を含む)までの実日数で日割計算(365日)した金額、又は(ii)2012年4月1日以降においては、E種清算価値にその時点で有効なE種優先株式増加配当率を乗じた金額を、償還日の属する営業年度(における営業年度初日から償還日(同日を含む)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額がらは、かかる最終配当金額が計算される営業年度において支払われた全ての中間配当金額が差し引われるのとする。

「E種早期僅還費」とは、(i)E種清算価値に、(ii)E種発行日スワップ・レートから僅 還日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される、値還日から 2012年3月31日までの期間(本項において値還費計算期間という)に対応するスワップレート(値還日が2011年4月1日以降の場合には、当該値還日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンド・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ (取得でさない場合は代替ページ)に表示される数値とする)がなする期間がない場合は紙幣補完で計算したレートとする)を減じた本にたじ、かかる計算の結果がの以下の場合には、当該計算によって得られた率は0とする)を乗じた額に、(iii)値還日から2012年3月31日(同日を含む)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、E種値還価格、最終優先配当金額及びE種早期<u>値還</u>費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

② E種優先株式の一部につき<u>強制償還</u>を行う場合は、按分比例(端数については抽選) により行う。

(株主による<u>償還</u>請求)

- 11. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、E種優先株主は、E種優先株式の全部を買い受けるよう、当会社に対し請求することができる。
 - ② 前号にかかる償還価格は、1株につき当該請求によって行われる償還の償還日に有効なE種優先株式償還価格に相当する額とする。 (優生配当会の除斥期間)
- 12. <u>第33条</u>の規定は、E種優先配当金及びE種優先中間配当金についてこれを準用する。

第10条の7 (優先順位)

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、B種優先株式、O優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に各先株式、B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものと株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。

定款変更案

10. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日(ただし、2010年4月1日以降に限る。)以降随時、取締役会の決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、E種優先株主及びE種優先繁録株式賞権者に対して35日以上90日

(当会社による取得条項)

以内に事前通知を行った上で、<u>発行済み足種優先株式の全て若しくは一部を取得し、 当該取得と引換えに</u>B種優先株式1株につき、B種優先株式取得価格 (以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。

「E種優先株式取得価格」は、(i)E種清算価値、(ii)最終配当金額(以下に定義)及び(ii)2012年3月31日以前に取得が行われる場合においては、E種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額とする。

「最終配当金額」とは、(i)2012年3月31日以前においては、E種清算価値に1.5%を乗じた金額<u>を、取得</u>日の属する<u>事業年度</u>における<u>事業年度</u>初日から<u>取得</u>日 (同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日) した金額、又は(ii)2012年4月1日以降においては、E種清算価値にその時点で有効なE種優先株式増加配当率を乗じた金額を、<u>取得</u>日の属する<u>事業年度</u>における<u>事業年度</u>初日から<u>取得</u>日 (同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日) した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される<u>事業年度</u>において支払われた全ての中間配当金額が差し引かれるものとする。

「E種早期取得費」とは、(i)E種清算価値に、(ii)E種発行日スワップ・レートから取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページに表示される、取得日から2012年3月31日までの期間(本項において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップレート(取得日が2011年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ペース))として、Telerate Systemsスクリーン3750ページ(取得でさない場合は代替ページ)に表示される数値とする。)(対応する期間がない場合は総形補完で計算したレートとする。)を被じた率(ただし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得られた率はひとする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2012年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。なお、E種取得価格、最終配当金額及びE種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

② E種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(株主による取得請求)

- 11. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発 行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が 0となった時以降、E種優先株主は、E種優先株式の全部を<u>当会社が取得する</u>よう、 当会社に対し請求することができる。
 - ② 前号にかかる<u>取得</u>価格は、1株につき当該請求によって行われる<u>E種優先株式の取得</u>の<u>取得</u>日に有効なE種優先株式<u>取得</u>価格に相当する額とする。 (優先配当金の除斥期間)
- 2. <u>第38条</u>の規定は、E種優先配当金及びE種優先中間配当金についてこれを準用する。

第13条の6 (優先順位)

(現行のとおり)

	現 行 定 款			定款変更案
	第3章 株主総会 (<u>開催</u> の時期及び場所) 定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを <u>開催し、</u> 臨時株主総会は必要あ る <u>ごとに</u> これを <u>開催</u> する。 当会社の株主総会は、大阪市又は <u>東京都新宿区</u> 、若しくはこれらに隣接する市 <u>又は区</u> で開催する。	第14条	2.	第3章 株主総会 (<u>招集</u> の時期及び場所) <u>当会社の</u> 定時株主総会は、毎年 <u>6月に</u> これを <u>招集し、</u> 臨時株主総会は、必要ある <u>とさに随時</u> これを <u>招集</u> する。 当会社の株主総会は、大阪市又は <u>東京都区内</u> 、若しくはこれらに隣接する市で開催する。
(新設)		第15条		(定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(新設)		<u>第16条</u>	2.	(招集権者及び議長) 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取 締役が株主総会を招集し、議長となる。
第12 条	(議決権の代理行使) 議決権を有する株主は代理人により株主総会において議決権を行使することができる。ただし法定代理人でない代理人は当会社の当該株主総会において議決権を有する 株主に限る。			(前除)
<u>第13 条</u> 2.	(決議の方法) 株主総会の <u>議</u> 事は法令又は定款に別段の <u>定ある</u> 場合 <u>の外は</u> 出席 <u>株主の有する株式数にかかわらずその</u> 議決権の過半数 <u>をもってこれを決する。</u> <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上 <u>で</u> 行う。	第17条	2.	(決議の方法) 株主総会の <u>決議は、</u> 法令又は定款に別段の <u>定めがある</u> 場合 <u>を除き、</u> 出席 <u>した議決権を 行使することができる株主の</u> 議決権の過半数 <u>をもって行う。</u> 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上 <u>をもって</u> 行う。
第14条	(総会の議長) 株主総会の議長は社長これに当る。社長事故あるときは取締役会の決議をもって予め 定めた順位により他の取締役がこれに当る。			(削除)
(新設)		第18条		(参考書類等のインターネット開示) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び 連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところ に従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したも のとみなすことができる。
(新設)		第19条	<u>2.</u>	(議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(新設)		第20条		(議決権の不統一行使の通知) 株主は、その有する議決権を統一しないで行使するときは、株主総会の日の3日前まで に、その有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を当会社に書面で通知 する。
(新設)		第21条		(株主権利行使の請求ならびに申立て方法) 株主は、会社法第297条、第303条、第305条及び第306条の請求ならびに申立てを行う ときは、書面にて行うものとする。
第14条の2	(種類株主総会) 第11条内至第14条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。	第22条		(種類株主総会) 第14条乃至 <u>第21条</u> の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

		現 行 定 款			定款変更案
		第 4 章 取締役及び取締役会			第 4 章 取締役及び取締役会
第15条		(取締役の員数)	第23条		(員数)
		当会社の取締役の数は25名以内とする。			当会社の <u>取締役は、</u> 25名以内とする。
第16条		(取締役の選任)	第24条		(選任方法)
<u> </u>		<u>(取締役の)終亡)</u> (新設)	<u> </u>		取締役は、株主総会において選任する。
		<u>1.6/18X7</u>			AMPIXIS, W.L. M. Extensor Cont. 7 Va
		取締役の選任決議には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席し、		2.	取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を
		その議決権の過半数で行う。			有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
	2.	取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。		3.	取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
第17条		(取締役の任期)	第25条		(任期)
知11 木		取締役の任期は、 <u>就任後</u> 1年 <u>内の最終の決算期に</u> 関する定時株主総会終結の時までと	2020 ₹		取締役の任期は、 <u>選任後</u> 1年 <u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに</u> 関する定時株主
		+5.			総会の終結の時までとする。
		補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了 <u>すべき</u>			補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する
		時までとする。			時までとする。
第18 条		(役付及び代表取締役)	第26条		(代表取締役及び役付取締役)
3710 X		(新設)	3120X		取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。
		取締役会 <u>の決議をもって取締役の中より</u> 会長1名、副会長1名、社長1名、副社長、		2.	取締役会は、その決議によって会長1名、副会長1名、社長1名、副社長、
		専務取締役及び常務取締役各若干名を <u>選任する</u> ことができる。			専務取締役及び常務取締役各若干名を <u>定める</u> ことができる。
		取締役会の決議をもって会長、副会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役の			
		中から、会社を代表する取締役若干名を定める。			
第19条		(取締役会の招集)			(削除)
201-2-213		取締役会の招集通知は会日の3日前までに発しなければならない。ただし緊急の必要			ATTENDED
		あるときはこの期間を短縮することができる。			
第20条		(取締役会の権限)			(削除)
		取締役会は法令又は定款に定める事項の外、業務執行に関する重要な事項を決定する。			
第21 条		(顧問、相談役)	第27条		(顧問、相談役)
		取締役会において必要と認めるときはその決議をもって会社に顧問、相談役各若干名			(現行のとおり)
		を置くことができる。			
第22 条		(取締役会規則)			(削除)
210		取締役会については定款の外、取締役会の定める取締役会規則による。			AMEN'
(新設)			第28条		(取締役会)
(利取)			<u> </u>		(取締役会) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長
					となる。社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた
					順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
				2.	取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して
					発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
				3.	取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで
					取締役会を開催することができる。
				4.	取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に 加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を
					<u>川わることのできる取締役全員か書面又は電舩町記録により同意の意思表示を</u> し、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
				5.	取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める
					取締役会規則による。
/±r=n/			Htt oo A		(+IT 32II A65 \
(新設)			第29条		(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益
					収耗後の報酬、員子での他の職務勢(1の対画として言芸化から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
					The second of the transfer of the transfer of the second o
			-		

		現 行 定 歉			定款变更案
		第 5 章 監査役及び監査役会	1		第 5 章 監査役及び監査役会
第23条		(監査役の員数) 当会社の監査役 <u>の数は</u> 4名以内とする。	第30条		(<u>員数)</u> 当会社の監査役 <u>は、</u> 4名以内とする。
第24 条		(監査役の選任)	第31条		(選任方法)
		<u>(新設)</u>			監査役は、株主総会において選任する。
		監査役の選任決議 <u>には総株主の</u> 議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席し、 その議決権の過半数 <u>で</u> 行う。		2.	監査役の選任決議 <u>は、議決権を行使することができる株主の</u> 議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数 <u>をもって</u> 行う。
Mean M		(5%+40, or 14 Ht)	Men o M		(Je Hr.)
第25 条		(監査役の任期) 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期に</u> 関する定時株主総会終結の時までと	第32条		(任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主
		する。			総会終結の時までとする。
	2.	任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監		2.	任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監
		査役の任期の満了 <u>すべき</u> 時までとする。			査役の任期の満了 <u>する</u> 時までとする。
第26 条	-	(常勤の監査役及び常任監査役)	第33条		(常勤の監査役及び常任監査役)
		<u>監査役の互選により</u> 常勤の監査役を <u>定める</u> 。 監査役の互選により常勤の監査役の中から常任監査役を選任することができる。			<u>監査役会は、監査役の中から</u> 常勤の監査役を <u>選定する</u> 。 また、常勤の監査役の中から常任監査役を選任することができる。
		<u>監査依の互換により</u> 市動の監査仅の中から市団監査仅を越口することができる。			<u>ボ/こ、</u> 希動の監査仅の中から希性監査仪を選任することができる。
第27条		(監査役会の招集)			(削除)
		監査役会の招集通知は会日の3日前までに発しなければならない。ただし緊急の必要 あるときはこの期間を短縮することができる。			
第28 条		(監査役会の権限)			(削除)
		監査役会は法令又は定款に定める事項の外、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、 監査役の職務執行に関する事項を決定する。			
		血且文少城分刊[1]に対する字代を(人だする)。			
第29条		(監査役会規則) 監査役会については定款の外、監査役会の定める監査役会規則による。			(削除)
/ det ⊃n.\			Menta		(86+40, 4)
(新設)			第34条		(監査役会) 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。
					ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
				2.	監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催する ことができる。
				3.	<u>ニこかできる。</u> 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める
(新設)			第35条		監査役会規則による。 (報酬等)
(村成)			男30米		<u>「報酬寺」</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
		Art o also all also			Mr A m. 81 Mr
第30条		第 6 章 計 算 (営業年度)	第36条		第 6 章 計 算 (事業年度)
		当会社の <u>営業年度</u> は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 <u>ただし、平成17年4</u>			当会社の <u>事業年度</u> は毎年4月1日から翌年3月31日まで <u>の1年</u> とする。
		月1日から始まる第50期営業年度は、平成17年9月30日までの6ヶ月間とし、平成17年10月1日から始まる第51期営業年度は、平成18年3月31日までの6ヶ月間とする。			
		平10月1日から短まる弟31州昌業年度は、平成18年3月31日までの6ヶ月间とする。			
第31条		(株主配当金)	第37条		(剰余金の配当)
		株主配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録の株主 <u>又は登録質権者に</u> これを支払う。			当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録 されている株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
		CAVE A MAJO			2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録
					されている株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第32条		(中間配当金)	+		(削除)
		当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録の株			
		主又は登録質権者に対し、中間配当金として金銭の分配を行うことができる。			
第33 条		(株主配当金等の除斥期間)	第38条		(配当金の除斥期間)
		株主配当金又は中間配当金が支払開始の日から満 <u>3ヵ年</u> を経過しても受領されないと まは当今社はその支払の業務なかれる			配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないようは、米合社はその支払の業務を免れる
		きは当会社はその支払の義務を免れる。	<u></u>		ないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
Adr a Ar		MILE OF THE ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL AL	(削除)		
第1条		第17条の変更にかかわらず、平成16年6月29日開催の定時株主総会および平成17年2 月24日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、従前の任期とする。			
第2条	1.	第50期営業年度においては、第10条及び第31条中「3月31日」とあるのは「9月			
		30日」と、第11条中「4月1日」とあるのは「10月1日」とそれぞれ読み替える ものとする。			
	2.	<u>500とする。</u> 第50期営業年度においては、第10条の5第1項第4号及び第10条の6第1項第4			
		号において算出された金額に、2005年4月1日(同日を含む)から2005年9月30			
		日(同日を含む)までの実日数で日割計算(365日)して算出された金額を支払 うものとする。			
	3.	第51期営業年度においては、第10条の5第1項第4号及び第10条の6第1項第4			
		号において算出された金額に、2005年10月1日(同日を含む)から2006年3月31 日(同日を含む)された金額に、2005年10月1日(同日を含む)から2006年3月31			
		旦(同日を含む)までの実日数で日割計算(365日)して算出された金額を支払 うものとする。			
	4.	第32条は、第50期営業年度及び第51期営業年度中は、適用しない。			
	<u>5.</u>	第30条ただし書きは、第51期営業年度の終了後これを削除する。			
		(平成17年12月22日改定)			